

障害福祉サービス利用までの流れ

★サービス申請には、下記のいずれかと、本人確認書類（マイナンバーカード等）が必要です。

- ①障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- ②自立支援医療（精神通院）受給者証
- ③指定難病受給者証
- ④精神・難病の場合のみ、医師の診断書でも可
（精神については、ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であると確認できるもの）

等

①申請

市障がい福祉担当課にサービス利用の相談・申請します。

- ・サービスによって、障がい支援区分や年齢等、条件があります。
- ・介護保険対象者は、介護保険サービスが優先されます。

②サービス等利用計画案の作成

希望の指定相談支援事業所を決めて面談予約→面談・契約→計画案の作成。

②③は前後しても可

③聞き取り調査

本人や家族などと面談し、心身の状況や生活環境などについて調査を行います。

④障害支援区分認定 ※障害支援区分認定を要するサービスの場合に必要。

聞き取り調査結果および、主治医意見書をもとに、障害支援区分等審査会で、審査・区分認定されます。

⑤支給決定・受給者証交付

サービス等利用計画案や、障害支援区分（区分が必要なサービスの場合）をもとに、障害福祉サービスの支給量などを決め、決定通知と受給者証を送付します。

⑥サービス利用

希望のサービス事業所と利用契約の上、サービス利用開始します。

この間に…

障害福祉サービス
事業所を検討

↓
事業所に連絡し、
見学の予約・
利用の相談

↓
見学
↓
事業所を決める

※申請から受給者証交付までにかかる期間の目安（新規の場合）

- ・障害支援区分認定を要するサービス…1.5 か月～2.5 か月前後
 - ・障害支援区分認定を要しないサービス…1 か月～2 か月前後
- （計画案の作成状況・進捗状況により、上記以上に時間がかかることもあります。）

【問い合わせ先】筑紫野市生活福祉課障がい者福祉担当

TEL：092-923-1111 FAX：092-923-5230

<参考>

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容		
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護 者 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
		同行援護 者 児 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護 者 児 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援 者 児 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う
日中活動系	介護給付	短期入所 者 児 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護 者 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
		生活介護 者 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系		施設入所支援 者 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住支援系		自立生活援助 者 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助 者 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練（生活訓練） 者 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援 者 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（A型） 者 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（B型） 者 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援 者 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

出典：厚生労働省ホームページ「障害福祉サービスについて」内、障害福祉サービスの概要 1 サービスに係る自立支援給付等の体系より

●障害支援区分認定が必要なサービス一覧 ※障害支援区分以外にも、各サービスで利用要件があります。

サービス	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護				○	○	○
行動援護			○	○	○	○
短期入所	○	○	○	○	○	○
療養介護	※重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者等は、区分5以上					○
生活介護	※50歳以上は、区分2以上					○
重度障害者等包括支援						○
施設入所支援	※50歳以上は、区分3以上			○	○	○
同行援護			○	○	○	○
共同生活援助(グループホーム)	※障害支援区分がなくても利用可能。区分3以上支援加算が必要な場合は、区分が必要					
	※入浴・排せつ・食事等の介護を伴う場合や、グループホームの種類によっては、区分が必要					

●利用者負担について…世帯の収入状況に応じて負担上限月額を決定します。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護・低所得	生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割16万円未満） ※収入が概ね670万円未満の世帯が対象 ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外 ※市民税課税世帯の入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」	37,200円

※世帯の範囲： ・ 18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く) …障害のある方とその配偶者
・ 障害児(施設に入所する18、19歳を含む) …保護者の属する住民基本台帳での世帯